

緑関連施策の事業費支出状況(税負担軽減分＝租税支出分)(平成19年度)

○ 課税自主権の活用によるもの

・緑の環境をつくり育てる条例に基づき、市長が指定した「緑地」に対する固定資産税等の減免措置

(根拠法令：横浜市市税条例施行規則第19条の3第3号ソ)

緑地の名称	事業実施要綱	対象	優遇措置等	優遇対象面積(ha)	優遇税額(千円)			備考	
					固定資産税	都市計画税	合計		
市民の森	横浜市市民の森設置事業実施要綱	市内全域	①固定資産税・都市計画税の減免 ②緑地育成奨励金(30円/㎡) ③更新時に継続一時金の交付	245	44,543	10,201	54,744	・横浜市所有地を除く。 ・総指定面積 419ha	
緑地保存地区	横浜市緑地保存事業実施要綱	市街化区域	①固定資産税・都市計画税の減免(奨励金措置の場合あり) ②更新時に継続一時金の交付(300円/㎡)	税減免	30	37,958	8,133	46,091	・現在、奨励金措置から減免措置へ移行中。 (移行期間は、平成19年度から21年度までの3年度間) ・理論値は、移行が全て完了した場合の優遇税額相当額。 ・奨励金の額は、平成19年度見込値。 (固定資産税・都市計画税に相当する額は、奨励金の合計額を減免額の比率で按分して算出した。)
				奨励金	125	199,049	42,650	241,699	
				合計(理論値)	155	237,007	50,783	287,790	
源流の森	源流の森保存事業実施要綱	市街化調整区域	①固定資産税の減免 ②更新時に継続一時金の交付(300円/㎡)	4	22	—	22		
合 計 (税の減免措置による租税支出額)				404	281,572	60,984	342,556		

※ 優遇税額は、平成19年固定資産概要調書等の数値を基に算出した。

【参考①】 地方税法による固定資産税等の非課税等特別措置の適用を受けるもの

制度の名称等	制度の根拠法令 (非課税措置の根拠条文)	対象	優遇措置等	優遇対象面積(ha)	優遇税額(千円)			備考
					固定資産税	都市計画税	合計	
都市公園(使用貸借)	都市公園法 (法第348条第2項第1号)	市内全域	①固定資産税・都市計画税が非課税 ②相続税は、20年以上の契約の場合4割評価減	40	26,931	5,872	32,803	・国又は地方公共団体の所有地を除く。
保安林	森林法 (法第348条第2項第7号)	市内全域	①固定資産税・都市計画税が非課税 ②造林補助金の加算	63	39,671	8,649	48,320	・都市計画税は、市街化区域指定地の1/2として推計。
緑化施設整備計画認定制度	都市緑地法 (法附則第15条第10項)	緑化重点地区(市内全域) 緑化地域	①認定緑化施設の固定資産税が5年間1/2又は1/3	0	0	0	0	・現在、横浜市には適用対象施設がない。

※ 優遇税額は、平成19年固定資産概要調書等の数値を基に算出した。ただし、非課税土地については、課税対象土地であったと仮定した場合の推計額である。

【参考②】 土地利用規制に伴い評価減等となるもの

制度の名称等	根拠法令 (土地利用規制の根拠条文)	対象	評価減の内容等	課税対象面積(ha)	評価減等がないとした場合の差額相当税額(千円)			備考
					固定資産税	都市計画税	合計	
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	市内全域 (近郊緑地保全区域内)	①固定資産税評価額が山林の1/2 ②相続税評価額8割減(山林・原野) ③行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、その土地を買入れる旨申し出ることが可能	—	—	—	—	・課税対象地なし ・総指定面積 100ha
特別緑地保全地区	都市緑地法	市内全域		29	14,912	3,173	18,085	・課税対象地のみ ・総指定面積 171ha
市街化調整区域	都市計画法	市街化調整区域	①市街化区域内に所在する土地(山林)と異なる評価方法が採用されている。	1,537	1,931,448	416,251	2,347,699	・市街化区域内の山林として評価・課税した場合との差額。 ・市街化区域内の山林に対し、市街化調整区域内の山林の評価額は、平均約1/265。

※ 評価減がないとした場合の差額相当税額は、平成19年固定資産概要調書等の数値を基に算出した推計額である。